

白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月12日

白川町長 佐伯正貴

白川町条例第25号

白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年白川町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第3条 (略) 2 住宅の名称、位置、構造及び戸数は、 次のとおりとする。 【別記 参照】	(設置) 第3条 (略) 2 住宅の名称、位置、構造及び戸数は、 次のとおりとする。 【別記 参照】

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

【別記】

改 正 後

名称	位置	構造	戸数
赤河団地	白川町赤河1061番地1	耐火3階建	世帯用 <u>3戸</u> 単身用 <u>12戸</u>

改 正 前

名称	位置	構造	戸数
赤河団地	白川町赤河1061番地1	耐火3階建	世帯用 <u>6戸</u> 単身用 <u>6戸</u>